

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2025 年 6 月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

ASBJ 保険契約専門委員会専門委員

辻野 菜摘**1. はじめに**

2025 年 6 月 25 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」という。）開催された。今回は 1 日半の予定が一週間前に 1 日に変更された。筆者は初めて現地で参加した。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係るコメントレター作成に関連する件は 5 件だった。①IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の契約締結前に発生した費用の取り扱い、②IFRS 第 9 号のローンの早期償還についての規定③ハイパーインフレ経済における会計（IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」、以下「IAS 第 29 号」という。）、④IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）に言及している過去のアジェンダ決定 9 件について IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）にそったワーディングに変更する件、⑤リバースファクタリングについてのアジェンダ決定を IFRS 第 18 号に沿って変更する件だ。

その他は 2025 年 4 月の国際会計基準審議会（IASB）ボード会議で提案された企業結合の業績に関する情報の開示の案についての意見のヒアリングが実施された。

3. 議事概要

- 1) ①に関しては、実務における解釈の差はあまりないことから基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。ワーディングには若干の変更を加えた。筆者も同意した。

- 2) ②は IFRS 第 9 号 B4.3.5 項 (ii) の企業 (the entity) という用語は「貸手」か「借手」という論点だが、文脈および取引の性質からは「貸手」であることが明らかである上、「貸手」と解釈するケースがほとんどであることから、基準設定プロジェクトに追加しないことを決定した。筆者も同意した。機会があれば、the entity を the lender に修正してもよいだろうとの意見があった。筆者も同意した。
- 3) ③については、IAS 第 29 号の 3 項と 4 項を適用する要件（いつからハイパーインフレーションと認定するか）が実務に適していないことから、IASB に対しては基準決定プロジェクトに追加するかどうかの検討に委員の考えを考慮するように要望することとした。筆者も同意した。
- 4) ④については、アジェンダ決定案にほとんどの委員が同意したが、コメント募集期間は 60 日から 90 日延長することに変更した。また IAS 第 1 号から IFRS 第 18 号に合わせる文言の書き換えはより単純化することとした。
- 5) ⑤については、アジェンダ決定案では、リバースファクタリングをどのように負債も表示するか判断するに十分なガイダンスであると、ほとんどの委員が同意した。筆者も同意はしたが、IFRS 第 18 号にあわせて書き換えても、リバースファクタリングをワーキングキャピタルに入れるか、借入に入れるかは作成者が選択する余地が高く、リバースファクタリングは借入に入れることをより明確にしたほうが良いと考えること、とはいえ IAS 第 1 号に言及している部分を IFRS 第 18 号に修正するという今回の作業では問題は解決しない点を指摘しておいた。
- 6) 企業結合の開示関連については、作成者とユーザー（筆者のポジションはユーザー・アナリスト枠）で意見が分かれた。戦略的な買収として、買収後に継続的に業績の開示が必要となる買収先の選定方法について、閾値アプローチについては、閾値の定義に多くの意見があった。オペレーティング利益の 10% というのでは、たくさんの小さな買収先が選ばれてしまう可能性がある一方で、利益のボラティリティが高い会社では利益が低いときには閾値に達しない。スタートアップで利益が低い会社の買収でも規模が大きいものでも対象外になり問題だという意見などだ。リストラクチャリングのための買収でも買収当初の利益が極端に低いケースはあり得るとの指摘があった。筆者も同様の指摘を行い、収益、利益、資産だけではなく、買収により生じるのれん代の規模を純資産と比較したり、買収金額を純資産や時価総額と比較すべきではないかと主張した。これに同意する意見も出た。閾値アプローチで閾値に満たず開示対象から外れた場合でも重要性が高ければ開示対象にするという判断ができる仕組みをつくることはどうかという質問に対しては、筆者は強く賛成した。閾値アプローチが不完全だからこれは重要だ。他の委員では賛成意見も反対意見もあった。閾値の条件に当てはまった場合でも反証可能な推定アプローチによって、対象から除外できるようにする案については、このアプローチの導入により閾値アプローチの意味がなくなる危険性があるため反対意見もでた。除外した場合にはその理由を開示するという案に

については、賛成意見のほうが多かった。筆者も大きなコストにはならないと考え表明した。

4. 次回の予定

9月16-17日の予定。